

公益社団法人仙台南法人会

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人仙台南法人会(以下「この法人」という)の定款第11条の規定に基づき、この法人の会費の収納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 この法人の会員は、下記の別表の会費額を納入しなければならない。

区分	資本金又は出資金	月額	年額
正会員	500万円未満	750円	9,000円
	500万円以上 1,000万円未満	1,000円	12,000円
	1,000万円以上 5,000万円未満	1,250円	15,000円
	5,000万円以上 1億円未満	2,000円	24,000円
	1億円以上	2,500円	30,000円
	会社法による法人以外の法人	1,000円	12,000円
賛助会員	この法人の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所及び団体並びに個人	500円	6,000円

(会費の使途)

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会費の納期)

第4条 会費の納入は年1回とし、請求後2ヶ月以内に納入しなければならない。

2 会費の納入方法は、原則として会員が指定する金融機関の口座から会費月額に12を乗じたものを年額とし、自動引落としにより納入する。

3 前項の自動引落としを希望しない場合は、以下のいずれかの方法によることができる。

- (1) 金融機関を利用しての振込
- (2) この法人事務局への入金

(中途入会の会費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日所属する月の翌月から年度末までの月数による。新規会員は、入会后請求されてから速やかに納入するものとする。

(会費の滞納)

第 6 条 会員が定款 8 条第 5 号に該当すると判断した場合は、会員資格を喪失する。

(会費額の決定)

第 7 条 会員は、事業年度中途において、資本金又は出資金の異動が生じた場合、その旨を本会に報告しなければならない。

2 会費額が増減する場合は、翌年度より適用する。

(改 廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益社団法人仙台南法人会の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

3 この改正規程は、平成 28 年 6 月 9 日より改正施行する。
